

三池港港湾計画書

—軽易な変更—

平成 21 年 7 月

三池港港湾管理者
福岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成11年 9月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成11年11月 港湾審議会第170回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成15年 1月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成18年 6月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成18年11月 福岡県地方港湾審議会
- ・平成20年11月 福岡県地方港湾審議会

の議を経た三池港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1. 臨港交通施設計画（変更）	2
2. 土地造成及び土地利用計画（変更）	3

変更理由

内港南地区において、交通の円滑化を図るため、臨港交通施設計画、及び土地利用計画を変更する。

1. 臨港交通施設計画（変更）

交通の円滑化を図るため、臨港交通施設計画、及び土地利用計画を変更する。

[臨港交通施設計画]

道 路

臨港道路 四山線 [既定計画の変更計画(配置の変更)]
起点 四山地区小型船だまり
終点 都市計画道路新港町勝立線 2車線

既定計画

臨港道路 四山線
起点 四山地区小型船だまり
終点 臨港道路三池港南北線 2車線

2. 土地造成及び土地利用計画（変更）

港湾施設の計画に対応するとともに、質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用を次のとおり計画する。

（土地利用計画）

（単位：h a）

用地 地区名	工業 用地	交通 機能 用地	交流 厚生 用地	危険物 取扱施 設用地	計
内港南地区	(68) 68	(5) 5	(1) 1	(15) 15	(88) 89

注1：（）は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3：今回の変更に係る地区についてのみ記述した。